

議 長 日程第6「議案第4号松田町福田奨学基金条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第4号松田町福田奨学基金条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和2年3月3日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。小学生を対象としている範囲を、中学生まで受給資格を拡充することに伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

教 育 課 長 それでは、議案第4号松田町福田奨学基金条例の一部を改正する条例につきまして、説明をさせていただきます。

この条例は、教育の機会均等等を図るため、その世帯の生計を担う者の事故、病気等による経済的な理由で就学が困難となる児童に対し、就学手当を給付し、就学の援助をすることを目的として、福田實氏からの寄附金により奨学基金の設置をしているものでございます。今回、福田實氏からの意向もあり、小学生を対象としている範囲を中学生まで受給資格を拡充することに伴い、条例を改正するものでございます。

それでは、3枚目の参考資料、新旧対照表をおめくりください。右側が現行、左側が改正案になっております。福田奨学基金条例の一部を改正する条例、第1条、設置でございます。対象を中学生まで受給資格を拡充したことに伴い、児童を児童または生徒の保護者に改めるものでございます。

第2条、受給資格でございます。第1条と同様に、児童を児童または生徒に、小学校または特別支援学校の小学部の児童を小学校、特別支援学校の小学部の児童、中学校または特別支援学校の中学部の生徒に改めるものでございます。

第5条、申請でございます。児童または保護者を、児童の保護者または生徒の保護者に同様に文言を改めるものでございます。

1枚お戻りください。改正本文になります。附則、施行期日。この条例は令和2年4月1日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたし

ます。

議

長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第4号松田町福田奨学基金条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。